

ダイオキシン類簡易測定法導入方向性案 環境省



中央環境審議会によりダイオキシン類簡易測定法導入についての考え方(案)が、以下のようにまとめられました。

- ・廃棄物焼却炉からの排出ガスで排出基準が最も高い1時間当たり2t未満規模の廃棄物焼却炉を対象とすることが適当。
- ・ばいじん、燃え殻では施設規模を限定せずに対象とすることが適当。
- ・技術評価については、対象技術を個別に評価することが適当。

現状では、簡易測定法の測定精度及び定量下限値などの技術的な限界やばらつきが見られるため、開発状況や測定の目的などを踏まえて適用可能な分野から公定法へ導入することが適当だとしています。

技術評価については、測定原理の妥当性、公定法との相関性及び再現性など技術項目のほか、コストなどの観点で実施される予定です。この他、検討会の設置、共通分析試験の実施、中立機関による検証などを求めています。

また、厳密な測定が求められる場合を除き、現行の公定法に追加する形での導入が適当だとしています。ただし、簡易測定による結果が基準値を超えた場合には、公定法による再測定を行なうことが望ましいとしています。

資料:2004年10月6日付 環境新聞

環境技術箇所 坂田 旭子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

